

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466  
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466  
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



ガトーショコラな浅間山を見に行こう [https://www.komoro-tour.jp/blog/id\\_18749/](https://www.komoro-tour.jp/blog/id_18749/)  
(使用許諾：一般社団法人こもろ観光局)

2月  
No.223

- I. 所長より 年頭のあいさつ..... P 1
- II. 手形小切手の廃止、電子化について..... P 3
- III. 中小企業の自主点検..... P 5
- IV. 建築基準法改正..... P 7
- V. 令和6年分確定申告の変更点..... P 8
- VI. 戸籍をめぐる最近の法改正..... P 10
- VII. 私の履歴書27 スキー場の再生①..... P 11
- 主要補助金一覧..... P 13
- 事務所カレンダー・編集後記..... P 14



今年は2000年のミレニアムから四半世紀がたった年ですね。

干支は十干の乙（きのと）と、十二支の巳（み）が組み合わさった乙巳です。乙（きのと）は草木がしなやかに伸びる意味があり、また巳（へび）は神様の使いであり脱皮を繰り返すことから不老不死のシンボルとされています。したがって、今年を「再生や変化をしながら伸びていく年」にしたいですね。

## 1. 令和7年度税制改正...法人税増税の開始年

12月に発表された税制改革大綱の法人税に関する部分を読んで驚きました。

「2010年代に法人税の実効税率を29.74%まで引き下げた。この間経済界には法人税改革の趣旨を踏まえ国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では収益が拡大したにもかかわらず現預金が積み上がり続けた。

今回政策立案の観点からデーター分析を行い法人税改革の成果について議論を行った。設備投資については海外投資等が増加したのに対し、大企業を中心として国内投資は低水準で推移した。賃上げについても諸外国と比較して長期低迷してきた。……

法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。…企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点から…法人税率を引き上げつつ、ターゲットを絞った政策対応を実現するなどメリハリある法人税体系を構築していく。」

と明記され、法人税増税の第一歩として以下の改正が行われます。

- 1・中小企業の年800万円までの**軽減税率**について、所得金額が10億円を超える場合15%を17%に引き上げ。
- 2・**防衛特別法人税**を令和8年4月から創設  
法人税に4%の税率を乗じた金額。ただし基礎控除は年500万円とする。

私としては、10年間安い税率と言いながら、第2法人税とも言われる消費税を10%とっているのではないかと感じたいと思います。

要は、「法人税率を上げて、投資や賃上げをすれば減税してあげる」ということですね。

## 2. 過去最高の税収が4年連続

令和5年度の税収は72兆円と4年連続で過去最高を更新し、昨年度より9,388億円増加したとのこと。内訳では、法人税15兆円・所得税22兆円・消費税23兆円となっています。

令和以前に比べて、消費税分だけでも増税になっているにもかかわらず、まだ増税路線を堅持しようとしています。そして、この増税分は補正予算として12月に国会を通過し、ほとんどが補助金として今年6月までにばらまかれます。今年にはコロナ対策費が6兆円余り、これも基金に積んで補助金の原資となっています。

消費税も税率を上げなくてもインボイス制度への変更で、いわゆる益税の減少や免税事業者の課税事業者への登録で令和6年度も最高税収を更新するはずですが。

### 3. 補助金を使わないと損

過剰な税金の減税や還付はせず、補助金でばらまく方針をとっています。省庁の仕事を増やすという政策がとられている以上、企業としては補助金を使わない手はありません。今年は中小企業対策費が、令和7年当初予算で1,080億円、補正予算で5,601億円と大幅に手当されています。

主な3省の予算は以下の通りです。

#### 経済産業省

1. 生産性革命推進費: 3,400億円
2. 賃上げ省力化大規模成長投資: 3,000億円
3. 省エネ投資促進・需要構造転換支援: 2,025億円

#### 観光庁

1. 観光地・観光産業の再生・高付加価値化: 300億円
2. オーバーツーリズム対策: 158億円

#### 総務省

1. ローカル1万プロジェクト: 21億円
2. マイナンバー環境整備: 1,236億円

2月から3月に各補助金の募集が始まりますので、ぜひチャレンジしてみてください。

#### 令和7年：8つの補助金の補助対象と概要（経済産業省）

補助金	補助対象	概要	R6年 補正予算
①中小企業成長 加速化補助金	大規模投資	売上高100億円を目指す中小企業等への 設備投資などを支援	3,400億円
②ものづくり 補助金	新製品・ 新サービス開発	中小企業・小規模事業者等の生産性向上 や持続的な賃上げに向けた新製品・新サー ビスの開発に必要な設備投資などを支 援	
③IT導入補助金	ITツールの 導入	業務の効率化やDXの推進、セキュリテ ィ対策ITツールなどの導入費用	
④持続化補助金	小規模事業者	持続的な経営を目指す小規模事業者の経 営計画に基づく販路開拓などの取り組み を支援	
⑤事業承継・ M&A補助金	親族内承継・ M&A	事業承継に際しての設備投資や、M&A・ PMIの専門家費用などを支援	

⑥大規模成長 投資補助金	超大規模投資	労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を目的に行う、工場の新設などの大規模な投資を支援	1,400 億円 +8.7 億円 (R7)
⑦中小企業新事業 進出補助金	新規事業	既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出に必要な設備投資などを支援	1,500 億円
⑧省力化補助金	省力化投資	人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化につながる設備投資などを支援	300 億円

#### 4. 2025 年 1 月からの中小企業向け資金繰り

昨年 12 月に中小企業庁等は令和 7 年 1 月からの資金繰り支援方針を公表しました。その内容はコロナ支援の完全な卒業です。

##### 保証協会の対応

1. コロナ保証は 3 月で終了し、経営改善・再生強化型へ借換
2. プロパー融資を引き出す保証制度を新設

##### 政策公庫の対応

1. コロナ特別貸し付けは 12 月で終了し、創設される「危機対応後経営安定貸付」で対応
2. コロナ資本金劣後ローンは 2 月で終了し、通常資本金劣後ローンで投資支援

これにより、コロナ下での特例的な支援から通常の経営改善や成長支援へと移行する形となります。今後の経済環境の変化を見据えながら、持続可能な経営基盤を築いていくことが重要となるでしょう。



## Ⅱ. 手形小切手の廃止、電子化について

政府と金融機関は、令和 8 年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目指す取り組みを進めています。

### 1. 廃止の経緯

近年、企業間取引における決済手段の多様化や電子化が進む中、手形・小切手は発行や郵送の手間、紛失のリスク、支払期日までの資金繰りなど、様々な課題が指摘されてきました。このような背景から、政府は 2021 年 7 月に「2026 年度末までに手形・小切手の利用を廃止する」という目標を掲げ、金融機関に対して電子決済サービスの利用促進を働きかけています。

### 2. スケジュール

具体的なスケジュールはまだ明確には示されていませんが、2026 年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにするという目標に向けて、金融機関が顧客に対して電子決済サービスの利用を促し、移行を支援しています。

これまでの政府、金融機関（全銀協）の取組は以下の通りです。

日 程	内 容
令和3年6月18日 閣議決定	「成長戦略実行計画」 産業界、金融界による自主行動計画の策定を求めることで5年後の約束手形の利用廃止に向けた取組促進。小切手の全面的な電子化を図る。
令和3年7月19日 制定	全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」 (令和4年6月17日改定、令和5年11月15日改定)
令和5年6月16日 閣議決定	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改定版」 約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。
令和5年6月9日 閣議決定	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 決済については法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、関係事業者による取組を後押しする。

### 3. 注意点

手形・小切手の廃止に向けて、企業は以下の点に注意する必要があります。

電子決済サービスの導入	電子記録債権やインターネットバンキングなど、代替となる電子決済サービスの導入を検討する必要があります。
取引先への周知	手形・小切手の廃止について、取引先に早めに周知し、電子決済への移行を協力して進める必要があります。
社内システムの改修	手形・小切手に関する業務プロセスや社内システムを、電子決済に対応したものに改修する必要があります。

### 4. 下請法運用改正

手形・小切手の廃止は、企業のデジタル化を促進し、業務効率化やコスト削減につながる可能性があります。また、紛失や盗難のリスクを減らすことができるため、安全性も向上します。しかし、決済手段のデジタル化に加えて、その支払サイト（決済期間）に注意が必要です。

令和6年4月30日、公正取引委員会は、指導基準等を変更することとし、令和6年1月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、サイト（手形期間または決済期間を指します）が60日を超える長期の手形等を交付した場合、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の割引困難な手形の交付等に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導する方針を公表しました。

これにより、交付から満期日までの期間が60日を超える手形、電子記録債権、ファクタリング等による支払いは業種を問わず行政指導の対象となりました。

### 手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合



中小企業庁：「交付から満期日までの期間60日を超えていませんか？」より抜粋

決済手段のデジタル化と共に支払条件の見直しも必要があれば検討しましょう。

参考情報 全国銀行協会：<https://www.zenginkyo.or.jp/>

中小企業庁：<https://www.chusho.meti.go.jp/>



## Ⅲ. 中小企業の自主点検（有価証券等・貸付金編）

企業を成長させるためには、内部統制及び経理水準の質を向上させることが重要な要素です。経営者や経理責任者が自主点検を行うことで、企業の成長や税務リスクの軽減につながります。

こうした自主点検を簡単に行えるよう、公益財団法人全国法人会総連合は、日本税理士会連合会の監修を受けて「自主点検チェックシート」を作成し、国税庁が後援しています。今回はその中から、有価証券と貸付金について、想定される事例・チェック方法・目的と効果を紹介します。

### 1. 有価証券等の名義

✓ Check Sheet	点検項目	✓
	名義は適切に変更されていますか。	

#### (1) 想定される事例

- 有価証券等の現物と帳簿価額が一致しない
- 贈与で取得した有価証券等の名義書換をしていない

#### (2) チェック方法

有価証券・出資金・会員権等（以下、「有価証券等」という）を管理するためには、まず会社が所有する全ての有価証券等を把握する必要があります。保有する有価証券等の種類が多い場合には、有価証券ごとの補助簿を作成し管理することも必要です。証券会社等が預かるものについては、取引明細書で確認できます。また、有価証券等を取得した場合には名義変更が適切に行われているか確認しましょう。名義書換の手続きを行うことで、新たな株主が株主名簿に記載されます。

#### (3) 目的と効果

株主名簿に記載されることで、配当金の受領や株主総会での議決権の行使が可能になるとともに、トラブルを未然に防止することができます。

## 2. 貸付金の契約内容及び利率

✓ Check Sheet	点検項目	✓
	契約書の内容を確認していますか。	
	回収が遅滞しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	
	受取利息は適正な利率で計上されていますか。	
	貸付に対して、定期的に残高確認が実施されていますか。	

### (1) 想定される事例

- 役員やグループ法人への貸付金をどう取り扱ったらよいかわからない

### (2) チェック方法

貸付金の管理は、まず契約書の貸付条件を正確に把握する必要があります。特に自社の役員やグループ法人への貸付金については、適切に契約書が取り交わされているか確認しましょう。また、利率や貸付期間等の貸付条件が適正であるかを確認するとともに、稟議書・決裁書等により貸付理由が合理的かどうかを確認します。利率については、第三者との金銭消費貸借契約と比べて著しく高いまたは低い利率となっていないかを確認します。役員または使用人へ金銭の貸付を行った場合の利率については、国税庁のホームページの「No. 2606 金銭を貸し付けたとき」に記載されています。

### (3) 目的と効果

貸付金を適切に管理することで、自社の資金繰りの安定や財務状況の健全性を保つことができます。また、自社の役員やグループ法人への貸付金については、内部不正等を未然に防止することや後日の紛争を防止する等の観点からも重要です。もし、第三者との金銭消費貸借契約と比べて、著しく有利または不利な内容の契約を発見した場合には、内部不正等の可能性も考慮しつつ契約の見直しも含め慎重に検討しましょう。また、税務上のリスクとして、著しく高いまたは低い利率の場合には、受増益や寄付金、給与であると指摘を受ける可能性があります。

## 3. 貸付金の回収

### (1) 想定される事例

- 貸付金が回収できずに残っている
- 貸付金の正しい残高がわからない

### (2) チェック方法

貸付金の回収や残高の把握は、法人にとって財務上の重要な課題であり、早急な対応が求められます。まず、滞留している貸付金については、その理由を記録することが重要です。これにより、不良債権化や貸倒れを防ぐための対策を検討することができます。滞留している貸付金に関しては、貸付先に催促を行い、回収の遅延理由を確認しましょう。また、内部の不正行為等を未然に防止し、貸付先との紛争を防ぐためにも、貸付先との間で定期的に書面や報告書を通じて相互の貸付金残高の確認を行うことが重要です。

### (3) 目的と効果

貸付金の未回収に関する問題を早期に把握し、適切な対処を行うことは、未回収金の迅速な回収や不良債権化の防止に効果があるため、法人の財務状況の安定化につながります。また、貸付

金の発生理由は、役員個人の資金不足や数字の調整、事業と関係のない接待費や使途不明瞭な支出の処理といった管理不足による場合もあるため、過大な計上は良い印象を与えないこともあります。税務上の貸倒処理は、返済が滞っているだけでは認められません。貸倒処理は①会社更生法等の法律の規定により債権の切捨てがあった場合、②債権者の資産状況や支払能力等からその金額が回収されないことが明らかになった場合に限られています。貸倒れの判断は実務上難しいことが多く、税務調査では「貸倒れの事実認定」「貸倒損失計上時期」が重要となります。



## IV. 【木造住宅要注意！】建築基準法が大きく変わります

令和7年4月から、建築基準法及び建築物省エネ法が改正され、確認申請などの手続きが大幅に変更されます。主な改正点は以下の通りです。

### 1. 4号特例の対象範囲の変更

「4号特例」とは、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物において、建築士が設計を行う場合は、構造関係規定等の審査が省略される制度です。今回の改正により、「4号特例」の見直しが行われ、「平屋」かつ「延べ面積が200平方メートル以下」以外の建築物（木造・非木造問わず）は審査の対象になります。



### 2. 省エネ基準の義務化

改正前は300㎡以上の非住宅のみ、建築確認を実施する際に「構造安全規制等の適合性審査」を実施し、省エネ基準への適合が義務付けられ、それ以外の新築建造物についての省エネ基準の対応は任意でした。今回の改正において、**非住宅・住宅を問わず、すべての新築建造物に対して省エネ基準への適合が義務化**され、それに伴い「新2号建築物」の建築確認申請時には、構造・省エネ図書の提出が必要となります。また「新3号建築物」については、従来の4号建築物と同様に「確認申請書・図書」の提出が求められることとなります。



### 3. 改正に伴う注意点

建築基準法改正によって、建物の構造の安全性向上が期待できる反面、木造住宅などを中心に、**建築確認申請時の費用の増加**や行政の審査や構造関連の資料の提出などで時間がかかり、その結果、**施工期間の長期化**が懸念されます。省エネ基準適合のための設備などを導入することになるため、**建築にかかる負担の増加**が見込まれます。また大規模なリフォームの際も建築確認申請が必要になるので注意が必要です。



## V. 令和6年分確定申告の変更点

令和7年2月17日より、令和6年分確定申告書の受付が開始されます。令和6年分申告より、申告書の様式が一部変更となっていますので、変更点について紹介します。

### 1. 定額減税欄の追加

確定申告書第一表の「税金の計算」欄に新たに以下の2項目が追加されました。

**④欄**：「人数」欄には申告者を含めた控除の対象となる人数を記入し、金額欄には左記人数×30,000円の計算結果を記載します。

**⑤欄**：④欄から④欄の金額を差し引いた金額（赤字の場合は「0」）を記載します。

の計	災害減免額	④②							
	再差引所得税額 (41)－(42)	④③							
	令和6年分 特別税額控除 (3万円×人数)	人数					0	0	0
	再々差引所得税額(基準所得税額) (43)－(44) (赤字のときは0)	④⑤							
	復興特別所得税額 (45)×2.1%	④⑥							
	所得税及び復興特別所得税の額 (45)＋(46)	④⑦							

また、**確定申告書第二表**においても変更があり、定額減税の対象となる親族が存在する場合、「配偶者や親族に関する事項 (20～23、34、39、44)」欄の右端にある「その他」欄に、「2」を記載します。

○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23、34、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他			
		配偶者	明・大 昭・平	障	特障	国外	年調	特個	同	別居	
			明・大 昭・平・令	障	特障		年調	特個	(16)	別居	
			明・大 昭・平	障	特障		年調	特個	(16)	別居	
			明・大 昭・平・令	障	特障		年調	特個	(16)	別居	
			明・大 昭・平	障	特障		年調	特個	(16)	別居	

### 2. 所得金額調整控除の記載方法の変更

「配偶者や親族に関する事項 (20～23、34、39、44)」欄の右端にある「その他」欄において、申告者が所得金額調整控除の対象者となる場合で、かつ扶養親族が他の納税者の扶養親族または同一生計配偶者とされており、申告者の「扶養親族」または「障害者控除」の対象とならない

扶養親族であって、特別障害者または23歳未満であるときには「1」を記載します。ただし、申告者の対象となる扶養親族である場合には「2」を記載します。

### 3. 子育て世代等の住宅ローン減税拡充に伴う項目追加

令和6年中に、子育て世帯や若者夫婦世帯が住宅取得やリフォームを行って入居した場合、いわゆる住宅ローン控除の限度額が増加する制度が設けられました。対象となるのは令和6年12月末時点で以下のいずれかに該当する「特例対象個人」であり、控除限度額は下表の通りです。

#### 特例対象個人（1～3のいずれかに該当）

1. 年齢が40歳未満であって配偶者を有する人
2. 年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満の配偶者を有する人
3. 年齢が19歳未満の扶養親族を有する人

控除限度額

住宅の区分	特例対象個人		その他	
	借入限度額	控除限度額	借入限度額	控除限度額
認定住宅	5,000万円	35万円	4,500万円	31.5万円
ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	31.5万円	3,500万円	24.5万円
省エネ基準 適合住宅	4,000万円	28万円	3,000万円	21万円

特例対象個人に該当する場合、「配偶者や親族に関する事項（20～23、34、39、44）」欄に新たに追加された「住宅」欄に「○」を記載します。

#### ○ 配偶者や親族に関する事項（20～23、34、39、44）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
		配偶者	明・大 昭・平	障 特障	国外 年譜	特例 同	別居	
			明・大 昭・平・令	障 特障	年譜	特例 (16)	別居	
			明・大 昭・平・令	障 特障	年譜	特例 (16)	別居	
			明・大 昭・平・令	障 特障	年譜	特例 (16)	別居	
			明・大 昭・平・令	障 特障	年譜	特例 (16)	別居	

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書にも項目が追加され、指定の数字を記載することとなります。

#### 5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合にのみ含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（契約書等に記載された消費税額）
--------	----	-----	--

#### 6 特例対象個人に係る事項等

夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は買取り再販住宅に入居したときは、右の欄に該当する数字を空いてください。詳しくは、控除の裏面を参照してください。	区分
---	----

### 4. 申告書等への受付印廃止

令和7年1月より、税務署へ提出する申告書等への收受印押捺が廃止されました。この措置により、今後の申告書等提出日の管理は納税者自身が行うこととなります。



## VI. 戸籍をめぐる最近の法改正

戸籍は令和 2 年までにすべての自治体で電子化が完了していますが、民法および戸籍法の改正により、ここ数年で戸籍に関する手続きが多く変更されています。今年の 5 月からは改正戸籍法の施行に伴い、全国民を対象に戸籍の氏名にフリガナが記載されることとなります。

### 1. 令和 7 年 5 月 26 日から戸籍へのフリガナ記載手続きが開始

市町村の窓口業務で氏名を漢字で検索しようとするのが煩雑で時間がかかっていましたが、戸籍の氏名欄にフリガナを記載し、これをデータベース化することで検索が効率化されます。

戸籍に振り仮名が記載されます

関連リンク

既に戸籍に記載されている人については、市町村から 5 月 26 日より順次通知が届きます。正しい場合は届出をしなくても、令和 8 年 5 月 26 日以降にそのフリガナが戸籍に記載されます。誤りがあった場合は、1 年以内に届け出が必要です。

改正戸籍法の施行日以降に出生した赤ちゃんについては、出生届に記載したフリガナが戸籍に記載されます。法務省は、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。」としています。既に使っている氏名のフリガナは認める方針をとっています。

### 2. その他の戸籍に関する改正

#### ① 婚姻届や離婚届、出生届などの届出書への押印は任意。 (令和 3 年 9 月 1 日より)

届出書には、当事者の署名押印が義務付けられていましたが、デジタル化のため、戸籍法も改正され、押印義務は廃止されています。署名の義務は従来通りです。

#### ② 未成年者（18 歳未満）は、親の同意があっても婚姻届は受理されない。 (令和 4 年 4 月 1 日より)

令和 4 年 4 月 1 日より、婚姻年齢が男女ともに 18 歳に統一されました。(民法 731 条) 成人年齢も、同日より 18 歳に引き下げられた (民法 4 条) ため、夫妻共に、18 歳以上にならないと法律上の結婚はできなくなりました。

③ **戸籍謄本（全部事項証明書）は最寄りの市町村でまとめて請求可能。**（広域交付制度）（令和6年3月1日より）

相続の場合、亡くなった方のすべての相続人を探し出す必要があり、そのため出生時から死亡までの連続する戸籍謄本（全部事項証明書）等を集めなければなりません。これまではそれぞれの本籍地の市町村ごとに戸籍謄本等を請求していましたが、最寄りの市町村からまとめて請求できるようになりました。

④ **夫婦は、未成年の子の親権を離婚後も共同で持つことが可能。**（令和7年5月までに施行予定）

これまでは、離婚時に子の親権を夫妻のどちらか一人に決めないと市町村は離婚届を受理しませんでした。しかし、民法の改正により、共同親権制度が新たに設けられ、未成年の子がいる夫婦は、離婚後もその子の親権を共同で行う共同親権を選べるようになりました（改正法819条）。共同親権か単独親権かは夫婦の話し合いで決めます。ただし、DVや虐待があった場合やそのおそれがある場合、その親は親権者にはなれません。



## Ⅶ. 私の履歴書 ～スキー場の再生①～

所長 佐藤 英人

日本のスキー産業は、1980年代から1990年代にかけて大きく発展しました。原田知世が主演の「私をスキーに連れてって」（1987年11月公開）でピークを迎え、長野県のスキー場は1998年の長野冬季オリンピックを境に集客が下降線となり、経営難に陥るところがでてきました。特に第三セクターとして大型投資を行った比較的に新しいスキー場の経営難が、新聞で第三セクター問題と取り上げられることが多くなった時期でした。

バブル期に第三セクターで大型設備投資した公園やリゾート開発施設は地方自治体が**損失補償（注1）**していたため、破綻し税金で損失負担したことなどに全国で住民訴訟がおき、社会問題化しました。（注2）長野県でも、スキー場がその対象となり金融機関と共にいくつかの再生に従事しました。

### 1、南信のスキー場

最初に関わったのは、最近、星空ツアーで有名になった南信のスキー場で、金融機関の第三セクター担当からの紹介で関わらせて頂きました。そのスキー場は、地元の2社と町が出資の第三セクターで大幅な債務超過でした。担当者で作成した再生スキームは、まず主要1社が別の投資でつまずいたため（この案件も5年後に関わりましたが…）撤退負担金を支払って撤退し、次に町も含めた株主が無償減資22億円（信毎記事）を行い、平成14年12月新設分割でもう一社の子会社へ事業移転をしました。元の会社は金融債務を債権売却していただき普通清算しました。

**会社分割制度**は2001年（平成13年）4月に当時の商法で導入され、また組織再編税制の平成13年度税制改正で新たに導入されてから初めての適用であり、再生のスキームは確立したものがなく手探りの時代でした。

その後、その会社から4年後に子会社であるスキー場を第三者に売却し関与は終了しました。

### 2、東信のスキー場

次に平成16年に関わらせていただいたのが、東信地区の第三セクターのスキー場でした。

上記の件で親しくなった国税 0B の渡辺税理士と共同で、サービスエリアに直結のその施設で、民間主要株主が損失負担をするスキームを会社分割でのゲレンデ施設と債務を分離するスキームを作り実行しました。主要株主は 4 年ほど前にその出資をスキー場専門会社に譲渡し、新たに社長となった若い担当者は立派に黒字化し、無事再生を果たしています。

その後も 0B 税理士とはいくつかの組織再編を活用した再生のお手伝いをいただき、かつ当事務所の社外顧問として今でもお手伝いいただいています。

### 3、中信地区のスキー場

3 つ目の第三セクターは富士見町のスキー場でした。副町長は、諏訪の会社の総務部長から転職した方で、その会社の再生に以前私が関わったことから依頼を受けました。平成 17 年に現状分析と再生方法等を 10 ページほどにまとめたところ、町長はその報告書をそのまま印刷して全戸配布され、問題点が全町民に公となりました。ただ、私が提案したスキームは損失補償が継続することから総務省から待ったがかかり、総務省が**起債**をして支援いただくことで決着しました。(注 1 にあるように損失補償を公式に総務省が否定したのは 9 年後の平成 26 年でしたが…)

その後、町長からはこの**起債返済**のために、町有地にメガソーラー施設を造り返済に充てる計画の相談がありました。大多数の議員や職員から反対があったため、施設の借入の損失保証を町としてできない中、町 100%出資の株式会社をつくり、匿名組合出資と損失保証なしの金融債務による計画を提案し実行されました。売電金額が初めのころで高いこともあり、順調に 10 年間推移しています。

**(注 1) 損失補償**：地方公共団体は、第三セクターの金融機関からの融資に対して損失補償を行うことが一般的でした。しかし、損失補償の実行に伴う住民訴訟が相次ぎました。総務省は平成 26 年 8 月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を公表し、「損失補償を行っている第三セクターの経営状態が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じる恐れがあるため抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められる。」とし「地方公共団体が第三セクターに対して公的支援を行う場合には、**債務について損失補償を行うべきではない。**」と通達を出しました。

#### **(注 2) 第三セクターの裁判例**

事例①**日韓高速船事件**：山口市が経営破綻した第三セクターに対して出した補助金 8 億円について、住民が当時の市長個人に返還を求める訴訟を起こし、高裁で返還命令が下されました。この判決は当時大きな騒ぎとなりました。

事例②**安曇野市損失補償差止事件**：トマトの生産販売を行う第三セクターが経営不振に陥った際、住民が 3 金融機関との損失補償契約の違法性を主張し、市の損失補償金の支払い差し止めを提訴した事件。

**地裁**は住民敗訴でしたが、**高裁**では 3,5 億円の債務の支払を差し止めの住民勝訴となり、未払段階での支払い差し止めの**全国初の判決**となりました。なお**最高裁**は既に支払われているので差し止め訴訟自体が不適当として退けましたが、高裁判決で行政が敗訴したことは全国の市町村に衝撃をあたえ、これ以降は第三セクターに対する損失補償の新規契約はほとんど見られなくなりました。

## 【主要補助金一覧】

事業再構築補助金	
状 況	13 回公募 2025 年 2 月 7 日～3 月 26 日 申請受付中
参照先	<a href="https://jigyousaikouchiku.go.jp/">https://jigyousaikouchiku.go.jp/</a>
省力化投資補助金	
状 況	2024 年 6 月 25 日（火）～ 随時受付中
参照先	<a href="https://shoryokuka.smrj.go.jp/">https://shoryokuka.smrj.go.jp/</a>
ものづくり補助金	
状 況	19 次募集 2025 年 4 月 11（金）～ 4 月 25 日 申請受付
参照先	<a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html">https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</a>
IT 導入補助金	
状 況	2025 年 3 月 31 日受付開始 1 次締切 2025 年 5 月 12 日
参照先	<a href="https://it-shien.smrj.go.jp/">https://it-shien.smrj.go.jp/</a>
小規模事業者持続化補助金	
状 況	第 17 回募集見込（未定）
参照先	<a href="https://s23.jizokukahojokin.info/">https://s23.jizokukahojokin.info/</a>
事業承継・引継ぎ補助金	
状 況	11 次募集見込（未定）
参照先	<a href="https://jsh.go.jp/">https://jsh.go.jp/</a>



## 事務所カレンダー



3月	1日(土)	営業日
	4日(火)	会議日
	8日(土)	営業日
	17日(月)	個人確定申告期限
	★協会けんぽ保険料率改定(予定)	
4月	2日(水)	会議・研修日
	26日(土)	営業日
	23日(水)	所得税振替日(個人振替納税者)
	30日(水)	消費税振替日(個人振替納税者)

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

### ◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

事務所ニュース 2月号をお読み頂きましてありがとうございます。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、お届けして参ります。

今年の事務所ニュースの表紙は、こもろ観光局様にご協力頂きまして、小諸市の季節行事の写真を掲載する予定です。2月号の表紙は、「ガトーショコラな浅間山を見に行こう!」です。なんでも、雪化粧した浅間山がガトーショコラに見えるのだとか...

残念ながら、今シーズンの募集は満員となってしまいました。ご興味のある方は、ぜひ、来シーズンにご応募してみてください。

